

第12期東京都生涯学習審議会

第10回全体会

会議録

令和4年12月23日（金）

午後4時02分から午後6時04分まで

オンライン会議

○出席委員

笹井 宏益 会長

志々田 まなみ 副会長

海老原 周子 委員

澤岡 詩野 委員

竹田 和広 委員

野口 晃菜 委員

広石 拓司 委員

福本 みちよ 委員

松山 亜紀 委員

横田 美保 委員

第12期東京都生涯学習審議会 第10回全体会 会議次第

1 開会

2 議事

「地域・社会とともにある都立学校づくりを目指して——今後の都立学校開放事業の在り方」中間のまとめ（案）について

3 今後の予定

4 閉会

【配付資料】

資料 第12期東京都生涯学習審議会第10回 資料

（中間のまとめ 案）（公開講座年表）

第12期東京都生涯学習審議会第10回全体会

令和4年12月23日（金）

開会：午後4時02分

【生涯学習課長】 それでは、定刻を2分ほど過ぎてしまいましたけれども、ただいまから第12期東京都生涯学習審議会第10回全体会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、野口委員と福本委員、広石委員におかれましては業務の都合で遅れての出席と
いうことです。

なお、事務局であります。地域教育支援部長につきましては公務の都合でオンライン
での参加となります。また、管理課長、統括指導主事につきましては同じく公務の都合で
欠席となっております。御了承ください。

早速ですが、資料確認をさせていただきます。資料はPDFで御用意しておりますが、
「第12期東京都生涯学習審議会 中間のまとめ案」でございます。事前に送付してあり
ます資料を御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴希望については……。

【主任社会教育主事】 1人予定があります。

【生涯学習課長】 では、入室をさせるということよろしいでしょうか、皆様。

（異議なし）

【生涯学習課長】 ありがとうございます。それでは、傍聴希望者1名ということで入
室の許可をさせていただきます。

それでは、これから笹井会長に進行をお願いしたいと思います。笹井会長、よろしくお
願いいたします。

【笹井会長】 皆さん、こんにちは。久しぶりのオンラインという形で、コロナの状況
の下でまたこういう会議になってしまったのですけれども、今日は、これまで起草委員会
で中間まとめのたたき台をつくっていただきましたので、それを皆さんで更にたたいてと
うか、議論していただくという趣旨の回でございます。資料は中間まとめの案という

ものをお配りしてはいますが、それに基づいてまずは主任社会教育主事のほうからある程度詳しく説明していただいて、更に皆さんからそれについていろいろな御意見等を頂きたい。こういうふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから資料の御説明をお願いしたいと思います。

【主任社会教育主事】 皆さん、画面は共有されましたでしょうか。

御無沙汰しております。私のほうから中間のまとめ案の概略を説明させていただきます。中間のまとめ案作成に当たっては、9月26日の第9回全体会で起草委員会を組織することを笹井会長から御提案いただきました。起草委員のメンバーは、笹井会長、志々田副会長、広石委員の3名で、それに事務局を加えて、この間2回ほど起草委員会を開いて草稿をまとめたという経緯でございます。1回目の起草委員会は11月17日（木曜日）、2回目の起草委員会は12月9日（金曜日）という形で開催し、基本的には事務局でつくった案に関して御意見を頂きながら修正を加えて今日の案をつくってきたということでございます。

結果的にかなりボリュームのあるものになってしまったのですが、その経緯を少し説明させていただきたいと思っております。3点ほど、後で説明しますが、章構成を見ていただいても、審議会の立ち上げの中から議論した中身というところ、第4章と5章は9回にわたる審議会の審議の結果といたしますか、経緯をまとめたものというふうに御理解ください。それに第1、2、3章を事務局の提案で加えたほうがいいのかということ起草委員の先生方にお諮りして、取りあえず中間まとめにし、いろいろな学校開放施策をめぐる経緯は歴史的にも法律的な位置付けにしても確認をしておいたほうがいいのかということで、第1章から3章に関してはこの起草委員会で書き加えたものになります。

もう一度整理して話しますと、中間まとめに当たって事務局で考えたことが3点ございまして、審議会立ち上げ当初は、都立学校開放という限定した範囲で議論を開始しました。ただ、そこだけを、我々といいますか、事務局の代表であるといいますか、担当者である私自身も、学校開放論と開かれた学校論という国のほうで提案された政策レベルの議論の内容をどういう関係で押さえたらいいいのかとずっと考えていまして、その辺の整理をした上で検討枠組みを考える必要があると思ったというのが1点目でございます。

2点目は、学校経営学を御専門にされている福本委員から御指摘をいろいろ頂いてきたところではございますが、開かれた学校論というのは、どちらかというと政策レベルの議論というふうに理解をして、行政の実態として学校を開いていくことになると、学校

開放事業は基本的には法的な根拠に基づいて行われているものである。その中身自体をやはりきちんと踏まえた議論が必要だろうということで、ここで言う2章に当たる「学校開放事業を行う上での法的位置付け」を加えていく必要があるだろう。具体的にどのように学校開放事業を展開していくかと考えていった場合には、この法的根拠に基づきながら行政手続が決まっていくことを考えていくと、どういう条文に基づきながら学校開放事業が位置付き、それをどう変えていったらいいかということを経験していただくためにもそういった考え方を整理しておく必要があるだろう。

3点目は、都立学校開放事業というものが成立してきた歴史的な経緯を少し押さえていこうかと思ったわけです。これは、第3章でまた説明を簡単に加えるつもりですが、いろいろと調べてみると、1976年、77年ぐらいに実は東京都の中で都立学校開放検討委員会が開かれて、そこで出されていた議論は、今回、生涯学習審議会のテーマとして議論していこうと考えていた検討枠組みに非常に近い議論がなされていたことを私も改めて知ったというか、そんなに深くは調べたことがなかったので、正直びっくりしたところがあります。そういった成り立ちといいますか、問題意識は30年、40年たっても実は根本的なところに関する認識をきちんと整理しきれないで現状に至っているみたいなことがよく分かったので、その辺もきちんと残しておいた上で現状の事業が位置付いていることを確認する必要があるだろうと、3点目に第3章を加えたということでございます。

今まで御説明した3点は、これまでの全体会では先ほども申し上げたように具体的に議論してこなかったのですが、中間まとめを出していく上では必要な作業であろうと考えて、起草委員の先生方からは、少し長くなってしまっても整理したものを載せておいたほうがいいのではないかと御意見を頂いた上で、ここに掲載させていただいたものでございます。このことを踏まえて第12期東京都生涯学習審議会の中間のまとめ案を作成しました。

次に、目次を見ていきたいと思っております。ここに目次が示されています。資料で言うと2ページから3ページにかけてでございますが、全体としては5章構成にさせていただいております。先ほども申し上げたように、第1章から3章にかけては、これまでの議論で十分触れてきたわけではないのですが、前提として整理しておくべき考え方や歴史的な経緯を押さえたものとしてまとめたものでございます。第4章は、基本的に事務局で都立学校開放事業の現状と課題をお示ししたものを全体会で提案したものに合わせて載せていただいたものです。実質、皆さん方から御議論いただいて、各委員、全員からいろいろと御

提案いただいたものは全部第5章の中に収めようという形でまとめています。第5章がそういう意味ではこの中間のまとめの肝になることをございますし、政策の提言になるものでございます。そのような構成でつくったこととなります。第5章の最後には、今回の中間まとめでは十分に施設開放事業の今後の展開の在り方まで言及できていない部分があるので、それは本建議に回していく意味で、課題を挙げてまとめている形になります。

では、これから各章の説明に入りたいと思います。

第1章は、基本的にはこれまでやってきた都立学校開放事業の在り方を抜本的に見直していこうという姿勢で取り組んでいくものだという意思表示という形で第1章1節が起こされています。その抜本的見直しが必要な背景には、ここで三つ目の丸にありますが、学校教育の改善・充実が求められている。今、教育というのは、工業化社会を前提とした今までの教育システムの見直しが必要だという大きな課題がある。そんな中で教員たちの多忙化が非常に進んでいることを考えると、これまでの学校開放事業自体が学校教職員に依拠しながら展開させてきた構図があるので、そこを見直していこうというところが一つ大きな課題意識としてあったのだと述べています。ただ、一方で、5ページの最後の行の丸になりますけれども、生涯学習審議会のスタンスからすると、都立学校は都民の共有財産であるという考え方に立って、やはり地域の施設としての都立学校という点からも都民の生涯学習や生涯スポーツ活動のニーズに応える使命があるだろうということがあって、その双方から検討が必要だろうとここで述べているわけです。

6ページ目に入ると、そういった考え方は、人口減少社会を前提としたこれからの社会を展望すると、これまでどちらかというと学校単独で施設運営をしていくような考え方を取っていたのですが、そうではなくて、もう少し地域の人材、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設ということを改めて打ち出していこうという考え方が出されています。また、昨年、高等学校の学習指導要領も変わりましたが、平成30年に告示されている学習指導要領の考え方のベースというのは社会に開かれた教育課程になりまして、そもそも学校の教育活動自体に実社会の活動をいかに吹き込むかということも求められている時代状況も踏まえて、施設開放といいますが、学校の開き方を考えていこうということをごここで二つの側面から検討する意義があるのだと述べています。

次に、先ほど言いましたように、開かれた学校論というのがあって、今どこの学校経営計画も必ず開かれた学校づくりを進めるという概念が書いてありますが、実はこれの意味するものは何なのだろうかということが十分私どもでも消化できていないと思って、これ

までの政策的な提言を踏まえてみようかということで整理したものが7ページ目からになります。これまでもいろいろあったのですが、やはりインパクトを持って開かれた学校論を提言されたのが1984年に設置された臨時教育審議会（臨教審）の議論というところからひもといておまして、1987年に出された臨時教育審議会の第三次答申では、これまでの学校中心の考え方から脱却して、生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放するとともに、学校を地域の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域の協力関係づくりの構築の必要性を提言していたと。その後、2006（平成18）年12月の教育基本法第13条の中でも、学校・家庭・地域・住民との相互の連携協力の推進という条文が新設される基になるような考え方も提示されていたというふうに考えています。

その後は1996年の生きる力を提言した中央教育審議会答申の中にも開かれた学校という記述がかなり詳しく載っていて、子供たちを育てていく上でも学校を開くことが必要であるし、それだけではなくて、生涯学習を進めるための地域の拠点であると言われてきているということがございます。そういった形で児童・生徒にとっても地域にとっても学校を開くことが重要だと言われてきているわけです。その後は、どちらかという、地域との連携というよりも学校ガバナンスをどう進めていくかという観点から開かれた学校論を語られているのかなということが1998年の中央教育審議会答申の学校評議員の設置というところから見られることを紹介しています。この辺から、コミュニティ・スクールへの言及がなされているときは学校ガバナンスという観点から地域開放、地域連携がうたわれてきた経緯があるだろう。それが先ほど申し上げたように、(5)になりますけれども、2006年の教育基本法改正で新設された教育基本法第13条の条文を受けた2008年の社会教育法改正で、学校・家庭・地域の連携の推進が社会教育からも非常に重要だと言われて、様々な学校を拠点とした放課後子供教室や学校支援地域本部という事業が施策化されていく。それが更に進んでいくのが2015年の中央教育審議会答申で、ここでは地域学校協働活動という、ここにも書いてありますけれども、これまではいわば地域から学校という一方向の支援を社会教育でやろうという考え方が強かったのですが、地域学校協働活動の中では、地域と学校、双方向の考えで、枠組みで捉えていこうという転換が図られたように見えています。ある意味、これまでの社会教育と学校教育は別々に存在するという考え方が強かったのですが、今は双方にとってやはりメリットがあるのだと認識しながら、学校の施設の在り方を考えられる時代になってきたという認識を持っています。

更に展開すると、「開かれた学校づくり」から今は「地域とともにある学校」という考え方へと発展していることを紹介させていただいています。ただ、10ページの最後に書いてあるのですけれども、あくまでもこれは国の政策レベルで提起されてきたもので、福本委員からもいろいろと御指摘を受けていますが、実際に学校を開放する当事者である学校の教職員がどう受け止めて、どういう見直しを図られてきたのかということは現場レベルの感覚や考え方をきちんと押さえる必要があるだろうということをここに示してあるとともに、もう1点、これは起草委員の中でも議論は出たのですけれども、ここで言われている学校・家庭・地域の連携、開かれた学校づくり、地域とともにある学校というコンセプトは、基本的には公立小・中・高・特別支援学校を対象にしているものの、主たる関心は地域社会に基盤を持つ小・中学校にあって、地域との関係が「必ずしも密接とはいえない都立学校」としてこの考え方をどのように受け止めていくかというのも実は大きな課題だろうという御指摘を受けて、この記述を述べておきました。それが政策の整理と、今この東京都生涯学習審議会で課題とすべき事柄というまとめとなっているものです。

次に、第2章になりますが、ここは法律を押さえていくところなので、お目通しいただけたらと思うのですけれども、そもそも学校開放を行う根拠は教育基本法第12条第2項に記されています。社会教育を行うために社会教育施設を設置するのはもちろんですけれども、社会教育の振興のために学校施設を開放するという考え方が出されていることになります。この教育基本法第12条第2項の考え方にに基づきながら学校開放が学校教育法と社会教育法の中に位置付けられているというのが次の項目になります。いずれにしても、「学校教育上支障のない限り」という言葉が入っていて、あくまでも学校教育を行うことを優先するのは当たり前だよ。そこに影響がないような範囲で学校開放は社会教育の利用に供するということが言われています。

施設を開放するという事は、教育委員会と学校との関係がどうなっているかという整理があるとともに、社会教育法第48条には、施設を開放するだけではなく、社会教育の講座を学校で開くような項目も載せているということですね。これは昭和24（1949）年にできた法律なので、考え方が古いのがそのまま残っているといった御指摘もあるのかもしよませんが、どうもこの文脈を見ると、第48条第2項のところの下線を引いてありますけれども、高等学校は小・中学校とは違う、どちらかというとうち大学・高等専門学校の文脈の中で一定高度な教育を行っているところなので、少し専門的、学術的な講座を開いたらどうだという提案にもなっていることがあるわけです。それが、都立学校公開講座の

中身が地域の人たちに教員の持っている教育力を還元しようという事業としてこれまで位置付けてきた基になるのかなと考えてみた次第です。

以上見てきたように、学校開放の考え方は、単に施設の開放にとどまらず、社会教育の学級・講座を開催するという考え方が包含されていることが分かったと述べています。

「学校を学校以外の目的に開放することの意味」に次に触れているのですけれども、学校は当然学校教育を行うことを目的に設置された施設であるわけですから、なぜ学校を社会教育に使うのかという意味合いをここで少し述べさせていただきます。学校という施設自体を捉えてみたら、学校の公教育性からいって、社会公共のために活用することには意味があること。二つ目としては、学校の使命としては、教育機能を社会に開放し、社会の文化的、教育的な向上のために奉仕することが当然であると考えられているということで、やはり学校施設の社会教育利用を考えるという考え方が存在してきていることを紹介しています。

もう1点、大事なところですが、学校開放を考えると「学校教育に支障のない限り」という話ばかりが独り歩きしてくるところもあります。少し観点を変えてみると、地方自治法第244条に公の施設という考え方があって、その公の施設の考え方がこの特色で①から⑤に示されてあって、学校は公の施設であることは住民の福祉を増進する目的のために使われる施設なのだという性格があることも忘れてはならないということと、次に出てくるのですけれども、教育機関という性質を学校は持っているのだということも押さえておく必要があると述べているわけです。教育機関というのは、一言で言うと、枠の囲みに書いてある「自らの意思をもって」というところが一つのポイントで、その下の丸にあるように、教育機関としての学校というのは、学校長が自らの意思で学校運営を担うのだという考え方の下に設置されている施設である。ですから、学校を開くか否かに関しては「学校教育に支障のない限り」、開放、連携を図ることが言われている。学校長の判断はある意味で欠かせないというのはこういうところからも言われていることになります。

教育法の専門書といいますか、学校教育の関係者がよく読む教育法規のテキストなどを見ると、あくまでも法規上の解釈では学校施設の目的外使用なのだという言葉で説明して、以下に書いてあるような説明をしてきていることがあって、いろいろな背景や法解釈といいますか、説明しましたが、学校開放事業の実施をめぐるのは、「学校教育からの制約」、「社会教育への便宜供与」といった二つの相反する立場から様々な問題が提起されていることがある。そういう議論は実は歴史的にも東京都の中でもなされてきたという経緯を第

3章に述べています。

戦後直後の話は飛ばし読みで、こんなだったなど。社会教育を展開しようと思っても、学校教育施設をそもそも充実させることに教育行政の力点を置かなければいけなかった。いわゆる焦土化してしまった東京、焼け野原になってしまった東京の中で、子供たちの学習機会をどうつくるかが非常に優先課題になって、社会教育というのは遅れて昭和30年代ぐらいになってから具体的に話が出てきます。そこで社会教育を展開する上で一番大事な拠点はどこかといったら学校施設を開放するしか方法はないだろうというところもあって、学校開放に力を入れてきた経緯を少し歴史的には押さえています。

そういったものが本格化してくるのが1973（昭和48）年あたりになってきていて、ここで初めて公開講座の前身となるような、高齢者の生きがいをづくりのために老人教室を施策化したものが都立学校公開講座の走りといえますか、端緒になったものであります。それとほぼ同時期ですけれども、都立特別支援学校、当時は都立盲・ろう・養護学校と言いましたが、1969年あたりから保護者の要望を受ける形で卒業生のアフターケアを行うことで特別支援学校における青年教室の事業が始まったりして、社会教育と位置付けて行われてきた経緯があります。そういうふうには始まった学校開放の考え方をどのように整理するかということで、先ほど紹介した1975年に設置された都立高等学校開放問題検討委員会でいろいろな議論がなされていることをここでは紹介しています。こちらあたりから現行の都立学校開放事業の原型が見えてくる話が出てくるわけですね。

例えば21ページの下から二つ目の丸を見ると、学校開放の考え方が施設開放と教育機能の開放と位置付けられている。施設開放は今の学校施設開放事業に連なるものでし、教育機能開放は公開講座に連なるものです。ここでも、一番最後の丸にありますけれども、「学校教育上支障のない限り」という条文の判断基準をどのように考えるかということから問題を深めていく必要があることは言われています。この審議会をスタートさせたときの課題とほぼ同じような検討が実はもう40年近く前から議論されていたことがここに載っています。

その後は、読んでいただけたら、歴史的な経緯で、都立学校体育施設開放が始まり、都立学校公開講座が始まった流れを押さえるのと、特別支援学校における学校開放事業がどう展開されてきたかという経緯を説明したのが第3章になります。

次に、第4章になりますけれども、これは前に東京都生涯学習審議会でも説明したので割愛しますが、現在の都立学校開放事業の現状と課題を全体会で説明した資料を文書化して

起こしたものと御理解ください。そういった経緯があって、現行の公開講座と施設開放という枠組みができて、それがどんな課題を抱えているか。都民の利用や、生涯学習ニーズにかなった事業が展開されているのかといった点から見直してみたときのデータを示した形で第4章は書かれています。

そして、肝腎の第5章、ここは今日もじっくり御意見を頂けたらと思うのですが、表題としては「共創的な学びを生み出す『公共空間』としての都立学校に向けて」という形で整理させていただきました。

最初のところは、現行のいろいろな教育改革、東京都教育委員会が出しています高等学校改革や特別支援教育計画の中に学校を開かれたものにするための取組がどんなふうに位置付いているか紹介をしています。この東京都生涯学習審議会としては、どちらかというと、これまでの都立高等学校改革や特別支援学校の改革計画を見ても、学校のために地域や企業、NPOの協力を求めるような意向のほうが強く書かれていますのですけれども、やはり学校と地域社会との関係を双方向の関係に持っていくような考え方でどういうふうに整理していったらいいのだろうということを冒頭に述べています。それを前提として、これは生涯学習審議会のときにも御提示しましたが、東京都の基本戦略であります「未来の東京」戦略と、生涯学習を進めていく観点からキーワードを拾ったときにどんな問題がクロスして出てくるかということで五つの政策課題を挙げています。そこの関係で、これからの開かれた都立学校の在り方といいますか、学校開放の形を考えていきたいということがあります。

二つ目の要請としては、学校教育だってそれを求めているというのが社会に開かれた教育課程という考え方だということを確認します。

三点目は、いろいろと開くことも必要だし、誰が開かれた学校づくりの担い手になるのかという話になったときに、忘れてはならないのは学校の働き方改革という大きな命題があって、これ以上、学校教職員に負担のかかるような形での開放は無理があるから、その事業のスキーム自体を見直していくことが必要だろうと述べています。

(4)では、学校施設の在り方を、冒頭でも触れましたが、少し記述がダブっているのでどうやって書き直すかは課題ですけれども、一応これからの人口減少社会にあって、しかも令和の日本型学校教育を展開していくために、これからの学校施設がどういうふうにあるべきかを、文部科学省の検討会やそれに基づきながら見直された高等学校施設整備指針を紹介しながら、そういった提言も踏まえた学校開放、学校の在り方を紹介しています。

この2番は、1回目の起草委員会の中で委員からいろいろと御指摘を受けて、新たに2回目の起草委員会までに事務局で書き加えたところです。一つ重要な概念として提起できたかなと思うのは、社会的インフラとしての都立学校が持つ役割をきちんと示していこうということで、参考文献を紹介しながら、学校という施設がこれからの人々の交流、地域づくりにとって重要な社会的インフラなのだという意味を、学校というインフラ自体が共創空間を生み出す重要な機能があることは確認しておくべきだろうと、新たにこの部分は2回目の起草委員会から書き加えたものです。

そういった考え方で都立学校と地域社会の双方向性の在り方を考えていこうと示した上で、これは皆さんにお諮りした学校開放のパターンですね。これから学校開放の在り方を見直していくとしても、重要なのは、まずはこれまでの学校開放のスキームを抜本的に見直さなければいけない。そういった意味では、学校の施設状況や立地条件や様々な状況を踏まえて、一律にどこの学校も同じ開放をしろという形ではなくて、学校のニーズや地域条件や行政側のニーズを踏まえたところで様々なパターン化をして学校開放を考えていこうと提案させていただきました。多くの委員の御提言というのは、そこを踏まえながらこういった見直しをしたほうがいいのかという改善の意見もありましたが、このパターンに基づきながら様々な御提案を頂いたと思っています。その意味を語っているというのがパターンの説明になります。

このパターンを踏まえて、ここで書いてある「新たな形での都立学校の活用を具現化するために必要なこと」を挙げて、実際このパターンを挙げたはいいけれども、特にパターンⅢ以降はコーディネーター機能がとても重要だという話があったので、誰がどんな形でコーディネート機能を担うか。やはりここは教育行政の職員がきちんとやらなければ駄目だろうといったときに、まずは社会教育主事がきちんとやるべきだろうという御意見も頂いたのでこの項目は付け加えたこととなります。

そして、前置きが長くて申し訳ありませんが、実はここから、「地域コミュニティの拠点としての都立学校の役割」で、これから求められる機能で、「学校には地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間づくりを進める機能を発揮することが期待されている。」ということで、これは広石委員の全体会の報告資料のコメントなどを頂きながら説明しています。都立学校は場としての機能、物理的な場としての機能を発揮する上で何ができるかという観点から施策を練っていく必要があるということと、その地域課題を解決するプロセスとはどういうものか。広石委員の御提案の資料を少し紹介しながらここに

記させていただいて、先ほど挙げた「未来の東京」戦略や社会に開かれた教育課程の実現のためにどんなことに取り組んでいったらいいかということをも具体的に述べたのがここからになります。

アの青少年の育成は、竹田委員や横田委員の御提案を踏まえて少しコメントを入れたつもりです。後で関係ある委員の方からコメントを頂けたらと思います。

次は、高齢者の学習機会の提供で、ここは澤岡委員からのいろいろな御指摘を踏まえたことを想定しながら記述を進めさせていただいたことになります。全体会のときに御紹介いただいた神奈川県で取り組まれているご近所ラボも調べさせていただいて、そういった考え方なども踏まえて具体的な提案を高齢者のところは入れました。

次は、「多文化共生社会の実現への寄与」で、ここは野口委員、海老原委員から頂いた提案を踏まえて、まず最初は障害のある人、一人一人の生涯にわたる学びの支援という考え方を述べて、その後は外国にルーツのある人々への学びの支援を、御提案いただいた資料なども紹介しながら展開しています。

学校をハードとした持続可能な地域づくりの推進を考えると、青少年の育成、高齢者の活躍、多文化共生社会の実現を挙げていますけれども、もっと都立高等学校の施設が地域に果たす役割でいい事例があるよと、これも広石委員から御紹介いただいたみんなの尼崎大学のような仕組みを紹介しながら、ここで書いてあるように、学習する地域というコンセプトを出していくことは全体的に必要かと。先ほど挙げた青少年、高齢者、インクルーシブ社会を実現する観点だけではなくて、地域住民の学びをどう支援するかも踏まえた捉え方が必要になってくると。そう考えてくると、こういった学校の中で生涯学習型の講座が展開されることは、野口委員の御指摘にもあったように、特別支援学校だけが障害者向け講座をやることではない。むしろ普通の学校の中でインクルーシブな講座が展開される必要があるだろうという御指摘などもありました。我々のほうから提起させていただいたのは、今まで公開講座の講師が教員を前提につくられた事業スキームをどう転換していくかということと、都民の教育参加を実現するための手法を開拓する必要があるだろう。その中でTEPROのサポーターバンクの登録人材あたりで活用できる人に講師養成なども仕掛けながら事業展開していく必要があるだろうということを挙げています。

最後ですけれども、この提案の中で十分触れることができなかった課題で、やはり施設開放を行うときにどんなルールをつくって学校教職員に負担のない形で学校を開放していくかということの整理に関してはまだ、共創空間をつくるという理念だけは掲げてみたも

の、具体的な手続が示されていないのが課題だと挙げています。当然そこには学校教職員に負担をかけない仕組みで実施する必要があるだろう。最後に、地域社会とともにある都立学校づくりというコンセプトを考えると、小・中学校の役割とは一定差別化を図る必要はあるけれども、やはり地域や社会に貢献するというコンセプトから、都民の税金によって成り立っている都立学校自体の在り方を考えていく必要があることを再確認し、一応中間まとめの記述は終えていることになっています。

あとは年表として整理したものなので、議論の参考にさせていただけたらと思います。

長くなりましたが、私からは以上です。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。中間まとめといえども結構な分量ですが、詳細に説明をしていただきました。

全体が大部なので、質問と意見を分けてお聞きしようと思います。初めに、皆さん方からの御質問を受け付けたいと思いますが、第1章、2章、3章、4章、この辺が今までの答申等をはじめとする政策といいたいまいしょうか、取組を分析されたものだと思いますので、この辺に関して御質問や、もう少しここを詳しく聞きたいというのがありましたら、どなたでも結構ですから御質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【横田委員】 質問させていただきたいのですけれども、48ページの下の注記68の1点目に「クラウドファンディングを用いた社会貢献学習といった学びの提供をユニバーサル・アプローチ型のNPOに期待したい。」という記載があるのですけれども、これがどういうことなのかイメージしづらかったので、説明していただけたらと思います。

【主任社会教育主事】 ここでは、アは青少年の育成で、パターンⅢに主に位置付くものとして書いたわけです。高校生たちが地域の中に入って様々な社会貢献活動をやれるような取組を広げていきたい一つの手法として、高校生自身が地域の人とクラウドファンディングみたいな手法を用いて、自分たちで活動を生み出すみたいな取組ができるといいかなという期待を込めて例示として挙げたという意図です。分かりにくければ少し検討します。

【横田委員】 ユニバーサル・アプローチというのは、何かそういったNGOの定義みたいなものがありますか。

【主任社会教育主事】 このユニバーサル・アプローチというのは、実は第11期東京都生涯学習審議会の中で提起したもので、対となる概念はターゲット型アプローチと。

【横田委員】 それの対比としてということですね。

【主任社会教育主事】 要するに、ターゲット型というのは貧困の問題や特定の方、青少年だけやっているようなことではなくて、どの青少年にも必要だろう。そういうことでユニバーサル型という言葉を使ったのですが、確かに第11期の委員でないと意味が分からないと言われたらそうかなと思いましたので、少し検討します。

【横田委員】 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

【笹井会長】 ほかにいかがですか。全体を通して御質問いただきたいと思ひます。よろしいですか。

それでは、審議に入りたいと思ひます。御意見を伺ってディスカッションしたいと思ひますが、初めに、今回の起草委員会の委員であります広石委員と志々田副会長から簡単なコメントを。

【主任社会教育主事】 起草委員会に関わって思ふことみたいな。

【笹井会長】 コメントを頂きたいと思ひますので、広石委員、いかがですか。

【広石委員】 ありがとうございます。私自身がすごく思ったのは、まず最初に、8ページの1996年の中央教育審議会の「生きる力の育成」という中で、「学校は、地域社会の子供や大人に対する学校施設の開放や学習機会の提供などを積極的に行い、地域社会の拠点としての様々な活動に取り組む必要がある。」という文章が書いてあるところは一つのベースになるのだなと。その上の「学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため」というところがすごく大切なポイントかなと起草委員会と思ひました。何かというと、どうしても学校開放というのは、学校を自らできるだけ開かれたものとするところのロジックはあちこちで言われているのですけれども、学校がその地域にある意味は何なのか、地域コミュニティにおける適切に果たすべき役割は何だったかと考えると、その議論は一つ興味深いテーマではないかと思ひました。

例えば、どうしても小・中学校というのは、地元の子供がいて地域の学校に行くので、地域のものというイメージがあるのだけれども、都立高等学校は広域的に学生が来ますとなると「地域と関係くない？」と言われがちですが、実際にそこに建物があって、そこには若者たちが集まっていろいろなことを議論している。途中で買い食いなどして迷惑をかけるかもしれないし、地域の中の交通への影響なども。そこに学校があって、そこに生徒がいて、そこでいろいろな活動をしている。そこでいろいろなことが起きている。地域住民とのコミュニケーションが起きている中での地域の一人としての都立高等学校という

側面はあるのではないか。地元の高校生が来ているから地元のものではなくて、そこに存在するというこの意味ですね。そういう存在として都立高等学校はどういうふうな地域コミュニティにおける役割があるのかというところも議論していくと、学校にとっての意味も何か見えてくるのではないかな。今回の起草委員会を通して私が一番感じたところはそこでした。

そういう視点から、より高等学校が地域にあるという意味を地域住民も実感できる、学校の先生も実感できる、そして生徒たちも実感できる。そういう関係性になると良いのではないかというのが、起草委員をさせていただいて考えたことです。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、志々田副会長からコメントを頂ければと思いますが、いかがですか。

【志々田副会長】 ありがとうございます。

私がこの中間まとめを読んで一番思ったところは、学校教育に支障がない限り学校開放しなさい、施設開放しなさいというような文脈で言われてきたことが、今はよりよい学校づくりをしていくためには学校を開放していかなければいけないという新しい方向性へかじを切っていかななくてはいけない。そのための過去の経緯とこれからの期待みたいなものがちょうどこの中間まとめにきちんとまとまっていて、主任社会教育主事は大変だったのだと思うのですけれども、細かいところを詰めていただいて、とても良い中間まとめになっていると思いました。それが1点です。

それから、二つ目に、パターンVまでいろいろな開放の形を、机上の空論なわけではないですが、こちらで考えてみた。いろいろなやり方があるし、いろいろな事例が全国にあることも分かった。では、実際に東京都の都立学校の中でこれがどれぐらい展開できる可能性があるか。どんなシーズが眠っているのかみたいなものを東京都生涯学習審議会の中でももっともっとたくさん拾い上げていったり見つけていったりすることができたらと思っています。そのためには、皆さんと一緒に、学校開放にこれまでも積極的であったり、そういうものに適している施設を持っている学校などにお邪魔させてもらって、あと先生方の声も聞かせていただいたりしながら、新しいこれからの東京都の学校開放の在り方を現場で見せてもらったり話し合ったりできたらいいなと強く感じたので、是非、後半の審議のときはお出掛けをして、皆さんで都立学校へ行ってお話をしたいと思う。そういうことをしなければいけないことに気づかされる中間まとめだったというふうに感じます。

【笹井会長】 ありがとうございます。

最初の第4章までの説明のところ、学校開放という言い回しといいますか、そういうコンセプトから地域とともに、「とともにある」というふうになってきたんですね。そのことの意味とは何だろうか。それを具体化していくための取組は何だろうかというところに関わるような話だったと思います。お二人の方からコメントを頂きましたけれども、もしこれについて今の段階で何かありましたら。特によろしいですか。

【主任社会教育主事】 ありがとうございます。

【笹井会長】 ということで先に進みたいと思います。

それでは、審議といいましょうか、また第1章から第4章までで御意見あるいは新しい御提案などがありましたら出していただきたいと思います。第5章は、この本体になりますので、提案などまた追って議論したいと思います。御意見等、第4章まででございますでしょうか。

【澤岡委員】 ありがとうございます。私自身も勉強させていただいて、ああ、そういう経緯だったのだと改めて拝読して学ばせていただいております。

少し気になったところというか、45ページになると地域コミュニティの拠点としての役割で、地域のサイドから見た学校の可能性や地域ニーズに応じた学校の拠点という役割をしっかりと書いてくださっているのですが、その前の第4章までの中で、地域から見た学校というか、具体的にやんわり地域課題が多様化する中でいきなり出てきていて、ずっと学校サイドから見て地域とは、地域とはというお話はあるのですが、地域サイドから見て学校に対するニーズ、例えば具体的なデータやそういうお話は入らないで45ページの地域コミュニティの拠点としての役割に入っているのかな。

ただ、これ以上ボリュームが増えてしまうとどうなのだろうということもあると思うのですが、本体で触れなくても、例えば地域ニーズというお話をデータで、付録のほうで見ると、実際に私の分野で言えば、孤立化している人がこれだけいる、閉じ籠もりの人たちがこれだけいる。そういう地域の課題に何か、データを示すのがいいのか何なのか分からないですけれども、地域課題は読む人によって見えていること、見えていないことがある中で、ざっくりでいいと思うのですが、地域はこんな課題を抱えているということを経験した後でコミュニティの拠点としての役割というお話が出てくると、ああ、そうだなという部分になるかなと思いました。すみません、漠然として。読んでいて、地域の課題と言ってしまうけれども、もう少し具体的にしっかり触れたほうがいいのかと感じております。

【主任社会教育主事】 少し考えて、どの箇所はどう言及するか、資料化するか。重要な御指摘を頂けたと思います。検討はしてみますが、できれば、こんなふうに取り上げたらいいのではないか、こんなデータを使ったらというのがあったら、後でいいのですけれども教えていただくとありがたいと思います。ただ、コミュニティ何とかレポートでまとめて地域の問題を、コミュニティカルテだったかな。私が教えている大学の授業で使ったデータがあるにはあるので、そういうのをさらっと紹介することはできるかなとは思ったのですが、こんなものがあるよみたいなのがあったら、ほかの委員の方も含めて、データがあったら是非事務局に教えていただくとありがたいと思います。言われていることはよく分かりましたので、工夫をしてみようと思います。

【広石委員】 一つ乗っかると、特に23区だと公民館がなくなって行って、生涯学習センターみたいなものがあつたとしても、公民館的な機能がない。野口委員が前に出されていたようなユニバーサル・デザインというか、バリアフリー的な取組やダイバーシティ的な取組が足りないのではないかといいところはあつたのではないかなと少し思いました。できれば、学ぶ、参加する機会が足りないところ、それがさつき澤岡委員がおっしゃった高齢者にとっての居場所も足りないのではないかといいところはあつたのではないかなと少し思いました。できれば、学ぶ、参加する機会が足りないところ、それがさつき澤岡委員がおっしゃった高齢者にとっての居場所も足りないのではないかといいところはあつたのではないかなと少し思いました。できれば、学ぶ、参加する機会が足りないところ、それがさつき澤岡委員がおっしゃった高齢者にとっての居場所も足りないのではないかといいところはあつたのではないかなと少し思いました。できれば、学ぶ、参加する機会が足りないところ、それがさつき澤岡委員がおっしゃった高齢者にとっての居場所も足りないのではないかといいところはあつたのではないかなと少し思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。これは私個人の感想ですけれども、地域コミュニティというのは、一言で言えば地域コミュニティですけれども、1,300万人の大都市で多様な人が住んでいて、グローバリズムの拠点。だから、地域固有の課題はなかなか抽出するのが難しいところがあつて、むしろ45ページの上段に掲げてあるような特徴があつて、それが一つの今後対応する課題、状況を生み出しているような抽出の仕方ではないと難しいのかなと思います。ニーズというレベルの課題も、これだけのいろいろな地域があり、いろいろな市区町村があり、かつ、いろいろな人が住んでいて、しかもいろいろな人が行ったり来たりしている中で、そういうようなデータで示すのはなかなか難しいのだらうと思います。それを今、東京というコミュニティに必要な、これは絶対解決することが求められているという課題を第三者的な立場で我々が抽出していくことのほうがいいの

ではないかと個人的には思っていますけれども、澤岡委員、いかがお考えですか。

【澤岡委員】　そうですね。今おっしゃっていただいたように、正に東京は広いのでというところですが、一般的な白書などで見て分かるデータよりは、各委員がお持ちの、こういう部分をこれからの地域課題としてはすごくクローズアップするべきだということが伝わるような。決して東京都全般でなくてもいいのかなとも思うのですが、そうだよ、そこは大事だよという気付きにつながる。本当に小さなデータでもよいと思うのですが、読む人たちに、ここの部分はデータとして知ってほしいよねというお勧めデータを並べるだけでもいいのかなとも思っています。すみません。あまりきちんとしたお答えになっておらずで。

【笹井会長】　分かりました。そういう意味では、いわゆるデータサイエンスに使うデータというよりも、むしろ説得する材料としてのデータという意味ですよ。こういうものを用意しておく必要があるのではないかということだと思います。ありがとうございます。

このほかに、どなたでも結構ですからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【野口委員】　すみません。何回もお休みしてしまったと思うのですが、おまとめいただきまして、ありがとうございます。私も非常に勉強させていただきました。

1点、私がいなかったときにお話しされたかもしれないのですが、この中間まとめを踏まえて今後どういうふうに進めていくかということにもよるかなと思うのですが、先ほど志々田副会長から、実際に学校現場へ行って学校の先生たちと一緒に考えていく必要があるねみたいなお話があって、今回の肝が、先ほどお話にあったように、地域とともに、学校とともに一緒につくっていくところにあると思うのです。

そうなったときに、障害だったり外国にルーツのある方だったり高齢者だったりとなったときに、当事者の人たちが必ず今後何をしていくに当たってもメンバーとして入っていくことがとても大切だと思っています。先ほど広石委員のお話にもありましたが、公民館がユニバーサル・デザインではない。あとは、御説明にもありましたが、特別支援学校だけではなくて、通常の都立学校においてもインクルーシブにしていく必要があるねというお話などもそうですけれども、そこに当事者の視点がないとそういう方向性にはなかなか行きづらと思うので、当事者とともにコ・クリエートするとか、共創していく必要がある。その視点はどこかしらに入れていただけると、今後の方向性として、共につくっていくということがよりクリアになるのではないかと思います。

【笹井会長】 ありがとうございます。今の話で共創、あるいはよく言われる協働などもコラボレーションということだろうと。当事者性がとても大事になっていって、どうしても行政や学校は第三者性といいたいでしょうか、中立的な立場でアプローチをするみたいに考えるのですけれども、共創となると、共につくるとなるとそれでは駄目なので、やはり当事者になることがとても大事で、そういう意味の仕掛けや仕組みをつくっていくことかなと理解したのですけれども、是非こんな形でこれからまた議論していきたいと思いません。

すみません。第4章までと言ったのですけれども、全体を通して、第5章の提案部分も含めてどんどん皆さん方から御意見等を頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

ほかにどうでしょうか。

【横田委員】 幾つかあるのですけれども、まずパターンⅢ、Ⅳ、Ⅴを提案しているところがあると思います。私たちはさんざんこの議論をしてきて、どういったパターンがあって、どういうケースがこれに当てはまってということを話してきたので理解できると思うのですが、そういった議論を経ない方がこれを見ただけだと、どんなことがこれで実施されるのか少しイメージが湧きづらいので、具体例があったほうがより理解していただけるかなと思ったことが1点目です。

あと、41ページの下注記57のパターンⅢの説明がしてあるところに「パターンⅢの取組を導入するのに適した高校として総合学科高校が考えられる。」とあるのですけれども、私としては、総合学科だけでなく、いろいろな学校がこのパターンで事業を行えると思ったので、あえて特定するような書き方はしないほうがいいのではないかと思います。

次に、43ページでコーディネーターとして社会教育主事について言及されているのですけれども、この社会教育主事がコーディネーターを担うことになった場合に、今いらっしゃる人数や、新たな役割を担うことになるので、そういったキャパシティやスキル、知識みたいなものは今の社会教育主事の方が持ち得ているのか疑問と思った点です。

あと、44ページの注記で、既に社会教育主事の方が地域や学校のコーディネーションをされているプログラムがあるということなのですけれども、こういったつなぎの役割をしている中で、課題ではどんなものがあるのか疑問に思いました。もし課題があるのであれば、新しい役割を担うときにそういったことをどう改善していけるのかということも併せて

議論していく必要があるかなと思いました。

もう1点、56ページで、講義などを行う人材としてTEPROを活用していきたいとの記載があったと思います。VのところではTEPROなどと書いてあったと思うのですが、TEPROに限定しないような書き方のほうがいいのではないかなと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。今回の中間まとめを修正する観点と、これからどういうふうに議論を深めていくか。本まとめといいたししょうか、最後に向かってどういうふうにまとめていくかという二つのところを御指摘いただいたと思いますけれども、もし何かありましたら。

【主任社会教育主事】 具体的に個別に説明させていただきたいことはあるのですが、最後のTEPROに限定しないほうがいいのはそのとおりなので、そこは直したいと思います。

冒頭の説明のことにに関して工夫が必要ならばそこは直さなければいけないのですが、残りの点に関しては具体的な話をしながらのほうがいいのかと思うので、御指摘は御指摘として承りながら、事務局の考えを個別に一回御説明させていただいた上でまた御意見を頂けたらと思っています。

【笹井会長】 そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

【横田委員】 ありがとうございます。

【笹井会長】 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。何回発言されてもいいのですが、少なくとも1回は全員の方に御意見を頂きたいと思っていますので、どんどん御発言いただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

【松山委員】 今パターンのお話が出て少し思ったことですが、パターンの御説明があつて、その後、第5章で具体例として今まで委員の方が出してくださった案なども含めて提示してくださっていると思うのですが、個人的に見ていて、パターンの話と事例というか、提案の話は分けてしていたと思います。自分が見ているときに、パターンを頭に置きながら第4章までの話を聞くと、このア、イはパターンⅢ、Ⅳ、Ⅴのどれに当たる例なのか私自身が混乱してしまいました。そういう意図で出されたものではないと思うのでその視点で整理はされていないと思うのですが、今までのパターンの議論とこの事例はどう関わってくるのか、こないのかというのが整理できるといいのかなと思います。例えば青少年の育成というところは結構パターンⅢの部分に近い話なのか、イの話はⅣなのか、尼崎の話はパターンⅤに近いのか。その話がうまくひも付けられないと思いました。

そうすべきなのかどうかという議論もあるとは思いますが、私自身がそこを読んで混乱してしまったので、そういう観点で整理する必要があるのかどうかを問題提起としてさせていただければと思います。

【主任社会教育主事】 ありがとうございます。横田委員の冒頭の御指摘もそういうことなのかなと捉えると、構成の仕方には少し課題があるのかと思いましたので、そこは今の御指摘を踏まえて考え直します。

【松山委員】 今後議論していくに当たって、こういう事例やこういうパターンが考えられるということと、もう一つ、私が思ったのは、高等学校の側にも、最初の頃に総合高等学校の話なども出ていましたけれども、いろいろな学校のパターンや立地条件、地域に密着型なのか、割と遠くから通ってきている子が多いのか、進学重点校なのか。いろいろなパターンの学校があって、それぞれの学校でニーズも違うのかなと想像したりもするので、もしかしたら高等学校側も少しパターン化して、これとこれだとうまくいくような方程式があるのかどうか分からないですけれども、高等学校側のニーズをこのパターンとどう結び付けていくのかというところが今後もう少し議論できるといいのかなと思ったのが1点です。

もう1点だけ。今後キーとなってくるプレイヤーの整理で、最初は学校長の意思が非常に重要であるみたいな話もありましたし、社会教育主事などが今回結構出てきたり、NPOの役割やTEPROなども出てきたりはしたのですけれども、今後キーとなってくるようなプレイヤーとその役割、どう関わっていくのかの整理ができるといいのではないかと思います。

あと、個人的には、産業界や企業などが社会に開かれた教育課程というところに出てきてはいたのですけれども、私のほうもうまく提案できなかったこともあって、企業などという言葉は全然出てきていないのですが、それは入れたほうがいいのか入れなくていいのかというのが少し気になりました。

すみません。ばらばら雑多な意見で申し訳ございません。

【笹井会長】 ありがとうございます。類型化してカテゴライズして、どの形がどの形にシーケンシャルに結び付いているか。ただ、この事業、この対応、この活動というのは、両方にまたがる。主としてこちらだけれども、サブとしてはこちらにあるというようなことだと思います。高等学校によっても、普通高等学校だけれどもこんなことをやりたい、総合学科でもこれをやりたい、専門高等学校でもこれをと。必ずしもうまく類型化で

きない部分もあって、それをどういうふうに分かりやすくまとめていくか。今後の課題かなと思って、あまりきっちりつくってしまうと……。

【松山委員】　そうですね。類型化したいと言いたかったというより、このプログラムに対する高等学校側のニーズや、どうやったらどういうふうに高等学校を選べるのかというところをどういうふうに今後抽出していくのかという問題提起だったので、類型化がしたいわけではなくて、高等学校側のニーズや適性みたいなのをどう拾っていけるのかなと思っただけの発言でした。

【笹井会長】　少しそれは検討してみたいと思います。

【広石委員】　少しフォローで。松山委員と同じことを考えているか分かりませんが、今聞いていて思ったのは、多分両方ありますよね。高等学校側で、よりこういうニーズがある、より実践的な学習を進めようとしている学校があったりしたときに地域と連携したいのであれば、逆に東京にどんな学校があるのかということを知りたいのかと学校と連携もできないのかなと思いました。ただ、この辺がパターンというか、そういうことを今後考えていくための素材としてヒントになるのではないかという趣旨だと私は理解していたので。そんな感じですよ、松山委員。

【松山委員】　ありがとうございます。

【広石委員】　私もそれは思って、都立高等学校はこんな種類があるとどこかに書いてあるのかな。全くそれがどこにも書いていなかったんで、その辺は少しあってもいいのかなと思っていました。

【主任社会教育主事】　種類が複雑過ぎる。一般的に分けるのだったら、普通科と専門学科と総合学科という区分にはなるのですね。

【広石委員】　例えばこの中間のまとめが出たときに、地域側の人が、都立高等学校はこういうタイプ、こういうタイプがあるのかと何か見えてくると、うちの地域にはこういうのがあるから何かできるかもと考えるヒントになる。もしくは、学校のタイプごとに実は地域との関わりたい理由などが違う。今回は障害のところは出ているのだけれども、それ以外にだってあるのかなのか。その辺は分からないですけれども。

【主任社会教育主事】　御指摘の意味は分かりました。三つに区切ってもアバウト過ぎる。資料か何かでお見せします。それを巻末に載せておくのは、やってやれなくはないと思うのですが、今は中学校の先生ですら分からないぐらいに細分化されている学校だったりしていると言われてるので、それがうまくいくかどうかというのは若干不安か

など。一応こんな学校があるというリーフレットがあるので、後でPDFにしてお送りして見ていただいて御意見いただくのもありかなと思います。

【笹井会長】　そうですね。そういうふうにある程度筋道を立てて体系化して説明したほうが分かりやすいし、ニーズの所在もよく分かるというのもよく分かります。どこまで具現化できるか若干難しいところもあるのだろうと。広石委員も以前ごちゃごちゃがいいとおっしゃっていたじゃないですか。

【広石委員】　いえいえ、今後の検討ということで……。

【笹井会長】　それは少し検討させていただきます。ありがとうございました。

【澤岡委員】　小さなことですが、**「高齢者への学習機会の提供」**というタイトルで、私の分かりにくい発表をすごくきれいにまとめて、ポイントをついてくださって、すごくありがたいと思いながら、**「高齢者への学習機会の提供」**という表題の付け方が、中を読んでいくと、ここで言う学習とはどういうことなのか、すごくしっかりと書いてくださっていて、ああ、そうそう、これが言いたかったことなのというところです。せっかく中ですてきなことを書いてくださっているのに、**「高齢者への学習機会の提供」**という、ただ今までやってきた公民館で趣味のサークルなどを引きずってしまいそうな固定概念の固まりの人が読むと、ここでもう興味を失ってしまうのかなという気もしています。高齢者というよりは、高齢者そのものだけではないのですよね。豊かに年を重ねるための学びの場づくりが、ここでならいろいろな世代、いろいろな人たちに出会うことができ、都立高等学校であればこそできる学びで言うと、高齢者そのものよりは豊かに年を重ねるためだったり、その学びの場づくりという感じのニュアンスがうまくこのタイトルの中で伝わると、中を読んでいただくときより深く刺さっていくのかなと思ったもので、そのあたりタイトルの付け方を少し工夫していただけたらうれしいところです。

【主任社会教育主事】　例えば49ページの丸の二つ目に、澤岡委員の御指摘なども踏まえたと思うのですが、**「高齢者を固定的に捉えず、一人ひとりの個性を生かし地域の中での豊かに過ごすことができる『学び』支援」**という言葉は拾わせていただいているんですね。さっきおっしゃられていたのはそんな観点だと思うのですが、高齢者という言葉は入れ込んでおきたいかな。表題が堅過ぎるというのは直すのはやぶさかではないですが、対象として——対象という言い方もよくないのかもしれないけれども、今後の施策展開のことを考えると高齢者対象だということをニュアンスとして表題には残しておきたいのですが、いかがでしょうか。

【澤岡委員】　　すごくそうなのだろうなと思いつつ、あえてお伝えさせていただいたのです。中のほうでもいいですが、「高齢者を固定的に捉えず」というのは、年を重ねると高齢者というのは幅広いよねというところだと思うのですが、高齢者は別にいきなり高齢者になっているわけではないところで言うと、豊かに年を重ねていく。エイジングという視点をどこかに言葉として入れていただけるといいのかな。それこそ小学生であろうが誰であろうが高齢期は最後に迎えるステージで、エイジング、加齢という部分でどう年を重ねていくかという部分がこのところに収まり切らない話に段々なってくるのだろうとは思いますが。そういう年の重ね方ですかね。やはり多様な人たちと出会ったり。「豊かに」はおいとしても、年の重ね方、エイジング、そういうニュアンスが少しどこかで伝わるといいのかなと感じました。タイトルは高齢者を残していただいてよいかと思うのですが。

【主任社会教育主事】　　一応プロダクティブ・エイジングという言葉は拾って付けてみたのですが……。今おっしゃられている話を入れていくとなると、対象は、子供でも高齢の人でも成人の人でも障害のある人も外国ルーツの人も、ある意味、世代間交流も必要だし、横と横でつながる交流も必要だ。そういうことをおっしゃりたいというふうに理解したほうがいいですか。

【澤岡委員】　　そうですね。なので、この枠の中には少し収まりにくいかなとは思ったのですが、今正におっしゃっていただいたところが……。

【主任社会教育主事】　　本当の意味でのインクルーシブですよ。インクルーシブであるし、包摂的な社会というか。

【澤岡委員】　　あとはごちゃ混ぜというところも全部。

【主任社会教育主事】　　ごちゃ混ぜが広石委員のところに戻ってきましたけれども。ということですよ。この場所でするかというよりも、全体的なトーンのところでも今みたいな御指摘の考え方を。今後の施策展開を考えると、ある程度のターゲットの絞り込みがなされる部分も、正直言うと、行政のアプローチを考えると必要な部分も現状ではあるかと思われまして、御指摘の意味は分かりましたので、また相談させてください。

【笹井会長】　　イの「高齢者への学習機会の提供」を。

【主任社会教育主事】　　「学習機会」というのはやめてもいいのですけれどもね。

【笹井会長】　　イとウ。もう一つ、ウを付けて、ウを高齢者の話で、イのところでは澤岡委員がおっしゃっているような豊かに年を重ねる、エイジング、あるいは世代間交流みたいなインクルーシブな話を書いたらどうでしょう。

【主任社会教育主事】 いろいろと対象別にやって、こういうふうには書いたけれども、全部受け止める、横断的に捉えるというか、それが地域でしょうという感じですよ。

【笹井会長】 そうですね。もう少し総論的に……。

【主任社会教育主事】 書くのだったら冒頭を書いていくか、最後に全部くくるかという感じにはなるのかなと思って聞いていたのですけれどもね。

【笹井会長】 だから、インクルーシブというコンセプトを考えると。

【主任社会教育主事】 どうしてもインクルーシブというと障害のある人だけに限定されるみたい。

【笹井会長】 いろいろな世代を含めてということです。

【主任社会教育主事】 ということなのだよ。これからの社会の価値の意味付けというか、方向性みたいなワーディングなり。そういう捉え方はしているのだということをごく示すことはワードを。

【笹井会長】 そういう方向で検討させていただければと思います。貴重な御指摘をありがとうございました。

【主任社会教育主事】 また意見を伺うかもしれませんが、よろしくお願ひします。

【海老原委員】 今チャットにも書きましたが、二つ情報提供です。一つが、こちらのワードにも発表のときのデータを御紹介を頂いているのですけれども、一番最新の更新版の中退率、日本語指導が必要な高校生のもがございますので、もしかしたらそちらの最新のものに差し替えてもと思ひました。後でデータを改めてお送りできればと思ひます。

【主任社会教育主事】 お願ひできると幸ひです。

【海老原委員】 二つ目ですけれども、地域と学校のところで、こんなところも視点としてあるかなという情報提供かつコメントですが、外国人の方の孤立・孤独に関する調査データが昨年だったか今年、出入国在留管理庁の調査が公表されました。幾つかそういったところでやはり日本語が不自由な方は孤立・孤独を感じやすいという結果も出ているので、こちら情報提供まで御参考にお送りします。孤立・孤独など調査のリンクを御参考までに貼り付けさせていただきました。

以下は感想めいたコメント的なところになってしまうのですけれども、具体的にこれを実施することになった先の話ではありますが、確かに都立高等学校はすごく多種多様でいろいろなところがあります。もちろん全ての高等学校に取組が広がればと思ひますが、少

し段階的に初年度は重点校みたいなものを設けて、ターゲットによってもいろいろと取組が異なってくると思いますので、試験的にやってみる形がもしかしたらあるのかなと思いました。日本語教育などでも、群馬県など市によっては義務教育段階ですけれども、センター校みたいところを設定して、そこで重点的に日本語教育の取組をやって、いろいろ散らばっている周囲の学校から日本語のときはその子たちが集まって勉強する形がありません。

最後に一つ、外国にルーツのある児童・生徒なのか、子供なのか、外国につながりを持つ子供なのかの表記につきましては、東京都教育委員会のほうで一般的に使っていらっしゃるものをお使いいただけるといいのかなと思いました。私がもしかしたら外国にルーツを持つと発表で言っているかもしれないですけれども、そこはいつも使っていらっしゃる所でそろえていただければと思います。

【主任社会教育主事】 ありがとうございます。

【笹井会長】 ありがとうございました。御意見を踏まえて対応したいと思います。

ほかにどうでしょうか。

【竹田委員】 改めて私もとても勉強になりましたし、青少年の育成というところがきつと私がいろいろと話させていただいたところだと思うのですけれども、まとめていただきましてうれしく思っておりました。

感想になってしまいますが、特に志々田副会長もおっしゃっていた、元々この学校開放はどちらかというとおまけといいますか、学校の邪魔にならない程度にやっぺいこうみたいな話から、もっと学校をよくするためにやっぺいこう。この変化が今回の提案のすごく面白いところであり、そこがもっともつと伝わるという。今でも十分入っているという認識の上で、そこをもつと強化できるとすごくいいだろうと。今後もそのための事例であったり、具体的なイメージが伝わる議論ができるというのが正直ありますけれども、感じたことです。

細かい話になってしまうのですが、今挙げさせていただいた青少年の育成というところを読む中で一つだけ、本当に小さな感覚の話になってしまうところはあるのですが、何となく生涯学習という前提の中で、彼らが学びたいことを学ぶ。高校生たちが自分の深めたい興味・関心を自らの意思で深めていく。それで自分で選べるのが社会教育の良さだなど常々思っているところですが、47ページ一番下の「興味・関心のすべてに高校の教員たちの力で対応することは難しい場合も少なくない。そこで大学生や大学院生、社会人が

らのアドバイスを受けられる教育環境を整えることが重要である。」という表記があるか
と思います。この言葉から感じたのが、何となく探究などの感覚がない方からすると、興
味・関心に対応するというのは、興味・関心を先生が教えるのは難しいことで、大学生や
大学院生がそれを教えることが大事なのだみたいに見える。そこで私が受け取った感覚は、
学校の中にそれを教える場所ができて、それを学校開放でやっていくような提案に見えて
しまうのはもったいない。どちらかという、恐らくここで彼らが学び方を見つけていっ
たり、自分から外へ出ていくきっかけをこの場で得て、更に広い社会教育を自分から獲得
していく。生涯学習者になっていくような青少年育成にすごく寄与できることも一つ大事
な視点なのではないかと。もっと能動的な生徒像の中でこの場の価値が語れると、学校教
育と社会教育の違いの面白さがより伝わるのかなと感じたところです。具体的な提案にな
らず恐縮ですが、私の感じたことをお話しさせていただければと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。何か所感があれば。

【主任社会教育主事】 いや、特に。そうだなと思って、意図は分かりました。

【笹井会長】 ほかにいかがでしょうか。福本委員、どうですか。

【福本委員】 途中で、今日欠席の予定だったのですけれども、オンラインということ
で少しだけ参加させていただきました。

これまでの議論がこういうふうにとまとまるのだと思って、感動しておりました。ありが
とうございました。

少し気になったことを申し上げさせていただきたいと思います。表題のサブタイトルで
「今後の都立学校開放事業の在り方」と書いてあります。要は、これは志々田副会長がお
っしゃっていましたけれども、都立高等学校のほうがいかに当事者意識を持てるかという
意識改革が成功するかしないかということが大きな分かれ目だろうと思うのですね。そ
のときに、委員の皆様もおっしゃっていましたけれども、私たちはさんざんこれを議論し
ているので理解しているのですが、パターンⅠからⅤがこちらが提案したい今後の都立学
校開放事業の在り方、パターンというふうに取り読むとしたら、表題の第5章の3で「こ
れからの都立学校と地域・社会の双方向性のあり方を検討する枠組み」がイコール都立学
校の開放事業の提案になるわけですね。開放事業をこれからこういうふうに捉えるので
すというところが少し捉えにくいかなと思いました。

なぜこう申し上げているかということ、まとめ案の6ページ、2のすぐ上に、「都立学校
を地域・社会に開放することの意義を再定義することを目指す。」とはっきり書いてあり

ます。ということは、都立学校を地域・社会に開放することの意義はこうであるという定義をもう少しクリアにしたほうがいいかなと思いました。そこが少しオブラートに包まれているような気がしましたので、「目指す」と書いた以上は、そうしないと学校のほうの意識転換を図るところになかなかつながらないかなという気がしました。ですので、具体的な提案としましては、先ほどの第5章の3「検討する枠組み」の下、次のところに、今後の学校開放事業の在り方の提案など、そういうことを一言入れてもいいのではないかと思います。それが1点です。

もう一つ、これは私は答えが出ていないので何とも言えないのですが、4の「地域コミュニティの拠点としての都立学校の役割」という置き場所が本当にここでいいのかなと気になりました。ずっとこの東京都生涯学習審議会でも、学校開放事業をどう捉えるか、地域コミュニティの拠点をどうすり合わせていくかということが議論だったと思うのですが、3と4のつながりの順番がこれでいいのかなというところが私の中ではすっきり落ちなかったので、もう少し私も考えてみたいなと思いました。

以上2点です。ありがとうございました。

【主任社会教育主事】 今のはまだもう一回考え直さなければいけないと思うのですが、パターンに執着して出していくトーンでなくてもいいかなとは思いましたね。議論するための一つの観点として出していったものであって、いろいろ考えるときはそのことを想定しながらやっていたとはいえ、読み手や、今御意見いただいていると、パターン、パターンと説明する必要はあえてなくて、先ほど言った都立学校開放の基本的な考え方を強制するものではないと。一律にやれと学校に言うものではないと。地域条件やいろいろ学校の教育基本方針、そういうのを踏まえて決まっていくものだけでも、開放することによってこんなメリットもあるということとともに、地域性を踏まえると公の施設としての側面というか、こういうことが学校に期待されている部分もあるのだ。具体的にはこんなことだという話にして、パターンに固執しないでやっていったほうがいいのかなというのが今のところ私が今日聞いているところの感想です。少し考え直してみます。ありがとうございました。

【笹井会長】 御趣旨に沿って是非考えてみたいと思います。ありがとうございました。

一応全員の方に御意見、コメントを頂いたのですが、どうぞ、まだ言い足りない、こういうことを思い付いたなどありましたら頂ければと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

【広石委員】 さっき横田委員の質問で、社会教育主事はどうなのでしたかという御質問があって、私も起草委員会のためにそれはすごく思ったのです。議論していく中で、学校との接点という中に、地域の中でポジション的にあるのは社会教育主事だから、そこは一つの接点になる。社会教育主事が全てやるわけではなくてというところで、そういうことだという御説明もあって、なるほどと思ったのです。福本委員にそのあたりを聞きたくて、逆に地域や学校との間の接点となるような存在というのは、あるいは公的な視点を含めて、どういう方が可能性があるのか。私は教えていただきたいと起草委員会ですべて、せっかく全体会なので、いかがでしょうか。

【笹井会長】 これは福本委員への御質問ですね。いかがですか。

【福本委員】 社会教育主事、もちろん王道としてはそうと思いましたが、これから発展させていきたいとか、いろいろなパターンを増やしていきたいという趣旨からすると、その広がり、あまり学校側の受け止めとして伝わらないかなという気はしました。コーディネートが一番重要なところだったと思うので、これがもし小・中学校だったら学校運営協議会を使わない手はないと思いました。結構、学校に地域人材が入っているので、その人材を使わない手はないよなと思いました。その取りまとめとして社会教育主事という行政職はいいと思うのですけれども、地域人材を使わない手はないのではないかと思ったのです。ただ、高等学校になるとコミュニティ・スクールがうまくいっているところばかりではないので、また育てなければというところは出てくるかなとは思いました。すみません、参考になるかどうか分かりません。

【主任社会教育主事】 あのときも説明したと思いますけれども、特出ししているみたいな感じになってしまうのだったらその表現は考えなければいけないと思います。別に力があるからということで書いたわけではなくて、今までの都立学校の性格を考えると、地域との関係があまりに希薄な部分が多い。その部分にある意味の行政的な部分で学校の立場も分かりながら動けるとなったときには、それは指導主事ではないだろう。法律の位置付けからすると、そこを担うのは、社会教育主事がまずやって、どう地域につながかということをやらないと、都立学校の開放、地域に開かれた、求めに応じて学校を開いていくみたいなことが条文には載っているのですけれども、その部分の役割は、福本委員がおっしゃったけれども、地域学校協働活動の場合は、社会教育法も変わって地域学校協働活動推進員があります。実は法律の構成で言うと、それは社会教育主事の項目に入っているのです。ということは、役割は同じなわけです。

ただ、都立高等学校というのは地域から遊離している、学校タイプの課題がある。そこまで地域の人には十分分かり得ない部分を行政的にある程度対応していく視点が必要だろうというところを第一義に置いて学校と地域の連携は考えていかないとなかなか難しいかなという意味合いも、ここではうまく伝わらなかったかもしれないですけども、そういうような話かなど。ちなみに、1回目の事務局案では書いていなかったですからね。広石委員たちの御意見を頂きながら考えて入れてみたこともあるので、コーディネーター的な役割が必要だという御意見から、都立学校の文脈で考えたときに、その部分、行政の中で働き掛けを強めていくことを一定程度やらないと地域から遊離したことであり続ける。そういう言い方は書けないものですから、あとは表現をどうするかというのは、広石委員も現場にいるので相談したいと思います。

【広石委員】 竹田委員はどう思いますか。私は今の御説明を聞いてなるほどと思ったところはあったのです。この全体会で福本委員と竹田委員の意見を聞きたいなと思って、福本委員に先に聞きました。竹田委員は今のお話をどう思いますかと聞いてみたいと思ったので、いかがでしょう。現場でいろいろされている……。

【竹田委員】 ありがとうございます。私としては社会教育主事がここに入ることはすごく大事といたしますか、すごく納得感を持って受け止めたところはありません。今、主任社会教育主事がおっしゃったところと正に重なるところですが、やはり地域とのつながりを、たまたま先生が頑張っている学校もありますけれども、多くの学校はそれまでこういう観点を持っていないわけですし、いきなりそれを先生にやれと言っても難しい。福本委員がおっしゃったように、地域のコミュニティ・スクールであったり、そういうところも高等学校では私も聞くことが少ないからこそ、まずは社会教育主事。今まで私も大分お世話になってきましたが、都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラムのようなイメージで、ある種、地域にとらわれず広い資源をつなぐところに社会教育主事の今の立場はたけていると思いますし、そこから地域に広げていくときにはまた別の体制に変わっていく。そのステップがそこにはあるのかなと感じております。

時間も少ないのであれですが、重ねて私の質問で、社会教育主事の役割を強化というのは具体的にどういうことなのか、少しだけ気になったところではあります。恐らく社会教育主事の皆さんも既に忙しい中で、その役割、仕事を増やす意味の強化という話と、例えば私が提案させていただいたような、もっと新しいネットワークをつくって、今の社会教育主事の方々が何か別のものを使ってできるようにしていくという意味の強化なのか。こ

れから議論するポイントかなとも思うのですけれども、この役割の強化というところがすごく大事だからこそ、どう強化するかみたいなのところをもっと議論してみたいとは思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。広石委員、よろしいですか。

【広石委員】 はい。でも、お二人、福本委員と竹田委員の両方のお話を聞いて、ベースとしてまず社会教育主事の存在がいて、そこから更にコーディネーター機能をどうやって発展していくかみたいな意味での……。

【主任社会教育主事】 要するに、ウェンガーの「Communities of Practice」の図を本当は描いていけるといいわけですね。ただ、都立学校の性格を考えた場合、やはり公的な部分である程度回していく意味もあるだろう。その後、どういうふうにテーマ型コミュニティかエリア型コミュニティか、融合した先には何があるかという話になると、別に社会教育主事などは要らないのではないかという話でいいと思うのですけれどもね。

【広石委員】 さっき竹田委員もおっしゃったようなイメージで、社会教育主事の役割を強化というと、何となく誰か社会教育主事をやってねみたいな感じに押し込み過ぎないぐらい。そういう趣旨ではないのかもしれませんが、これだけ読むと、社会教育主事が全部やるのみたいな感じにも受け取られかねないかなと思ったりしたので、表現をどうするかということは考えていけると。

【主任社会教育主事】 だから、そこから先にどういう世界が描かれるといいかみたいな表現がないから唐突感があるのかなとは思いましたので、そこは工夫してみたいと思います。

【広石委員】 ありがとうございます。

【主任社会教育主事】 こちらこそ。

【笹井会長】 竹田委員、よろしいですか。

【竹田委員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【笹井会長】 もうそろそろ時間なのですけれども、もし何かありましたらいかがでしょうか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、大体6時になりましたので、審議のほうはこの辺にしたいと思います。本日も御活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定について説明をお願いしたいと思います。

【主任社会教育主事】 課長から予定を話す前に、今日はありがとうございました。

この場ですぐ答えられなかった部分もあるので、もしかしたら個別にこの趣旨はこうなのだという御説明をさせていただく場合があるかもしれません。そのときはまた連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それと、今日の意見で言い足りなかった、この部分はどうなっているのだということがあったらメールで事務局のほうに連絡を頂ければ、そこは御意見を承りながら直していきたいと思います。基本的にはあくまでも委員の合議でつくるのがそもそもの審議会の性格なものですから、その辺は丁寧に対応していきたいと思いますので、時間がない中で申し訳ないのですけれども、次回までに御意見を頂けたら幸いです。よろしくお願いいたします。

今日はありがとうございます。

【生涯学習課長】 それでは、笹井会長、ありがとうございました。皆さんにおかれましてもありがとうございました。

今後の予定でございますが、年が明けまして令和5年1月30日（月曜日）午後6時から第11回全体会を開催したいというふうに考えております。コロナの状況によりますが、次回は現時点の予定では対面になります。会場につきましては都庁第二本庁舎31階特別会議室22となります。

事務局からは以上であります。

【笹井会長】 それでは、これで東京都生涯学習審議会第10回全体会を終了いたします。

閉会：午後6時04分